

## 大分県小学生バレーボール連盟規約

### 第1章 名 称

第 1 条 本連盟は、大分県小学生バレーボール連盟と称する。

### 第2章 目 的

第 2 条 本連盟は、大分県における小学生バレーボールチーム団体を統轄し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

### 第3章 事 業

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催
2. 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会並びに研修会の開催
4. 小学生バレーボールに関する審判員の養成と審判講習会並びに研修会の開催
5. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

### 第4章 組 織

第 4 条 本連盟は、各地区小学生バレーボール連盟をもって組織する。

### 第5章 役 員

第 5 条 本連盟には次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名	顧 問	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名	常任理事	若干名
理 事	若干名	監 事	若干名	評議員	チーム代表者 1名

第 6 条 役員任期は2ケ年とする。但し留任は妨げない。

第 7 条 会長、副会長、理事長は、理事会において選出する。

第 8 条 会長、副会長、理事長で人事委員会を構成し副理事長、常任理事及び会長指名理事の人選を行い理事会の承認を経なければならない。

第 9 条 本連盟は、理事30名以内をおく。

1. 理事は第5条に掲げる評議員の推薦する者から選出し、会長がこれを委嘱する。
2. 会長は前項理事のほか、理事を学識経験者の中から指名委嘱することができる、但し指名理事数は前項理事数の2分1をこえることはできない。

第 10 条 監事は理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第 11 条 会長は本連盟の業務を統轄し、連盟を代表する。

第 12 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。

第 13 条 理事長は会務を掌理し、理事会の決するところに従い会務を執行する。緊急事項については、理事長が執行することができる。

ただし、この場合、次期理事会において承諾を得ることを必要とする。

第 14 条 監事は会計を監査する。

## 第6章 会 議

- 第15条 評議員会は、毎年1回会長が招集し議長となる。  
(当分は理事会がこれに当たる)
- 第16条 理事会は、会則の変更、予算、決算の承認、会長・副会長・理事長および監事の選出をするほか本連盟の基本事項を決議する。
- 第17条 理事会は、毎年1回会長が招集する、会長が必要と認めた場合及び監事もしくは、理事の3分の1以上から会議の目的を示して請求があった時は、2週間以内に召集しなければならない。
- 第18条 理事会は理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席理事の過半数の議決をもって定める。理事会の議長は会長がこれにあたる。

## 第7章 専門委員会

- 第19条 本連盟は委員をもって組織する専門委員会を設置することができる。
- 第20条 1. 委員会は、本連盟の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担するとともに調査研究し、理事会の承認を得て処理執行する。  
2. 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。  
3. 委員会は下記の役職を置く。  
    委員長 1名           副委員長 若干名  
    主 事 1名           委 員 若干名  
4. 委員会の機構並びに分担所管事項は、理事会の承認を得て細則を定める。

## 第8章 経 理

- 第21条 本連盟の経費は次のものをもってあてる。  
1. (財)日本バレーボール協会、及び公共団体から交付された補助金  
2. 登録料、参加料、県協会補助金  
3. 事業収益  
4. 寄付金  
5. その他
- 第22条 本連盟の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
- 第23条 本連盟の予算は毎会計年度の開始前、理事会で編成し評議員会の承認を得ることを必要とする。決算は会計年度終了後、監事の監査を経て理事会ならびに評議員会に報告し、その承認を得ることを必要とする。

## 第9章 付 則

- 第24条 本連盟の規約施行については必要な細則は理事会において定める。
- 第25条 本連盟の規約改正は理事会においてこれを行う。
- 第26条 本連盟の事務局は理事長所在地におく。
- 第27条 本連盟の規約は平成年15年4月1日より施行する。

制 定 昭和56年6月21日

改 正 平成15年4月 1日 (会計年度)